

## 第1章 川崎市消費者行政推進計画策定にあたって

### (1) 消費者行政推進計画策定の趣旨と経緯

#### ① 趣 旨

本市では「川崎市消費者行政推進計画（以下、「消費者行政推進計画」という。）」は、消費者の権利の尊重と自立支援に向けた取組を行うとともに、消費者行政の計画的な推進を図るための総合的な計画として策定しています。

#### ② 経 緯

「消費者行政推進計画」は、昭和50（1975）年度から毎年度策定し、平成20（2008）年度からは、中期的な視点から市全体で取り組む課題や方向性を明確にするため、3か年計画として策定しています。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響や消費生活のデジタル化、法改正など消費者を取り巻く状況が変化していることから、これらに的確に対応し消費者行政を推進するため、令和5（2023）年度からの計画を策定します。

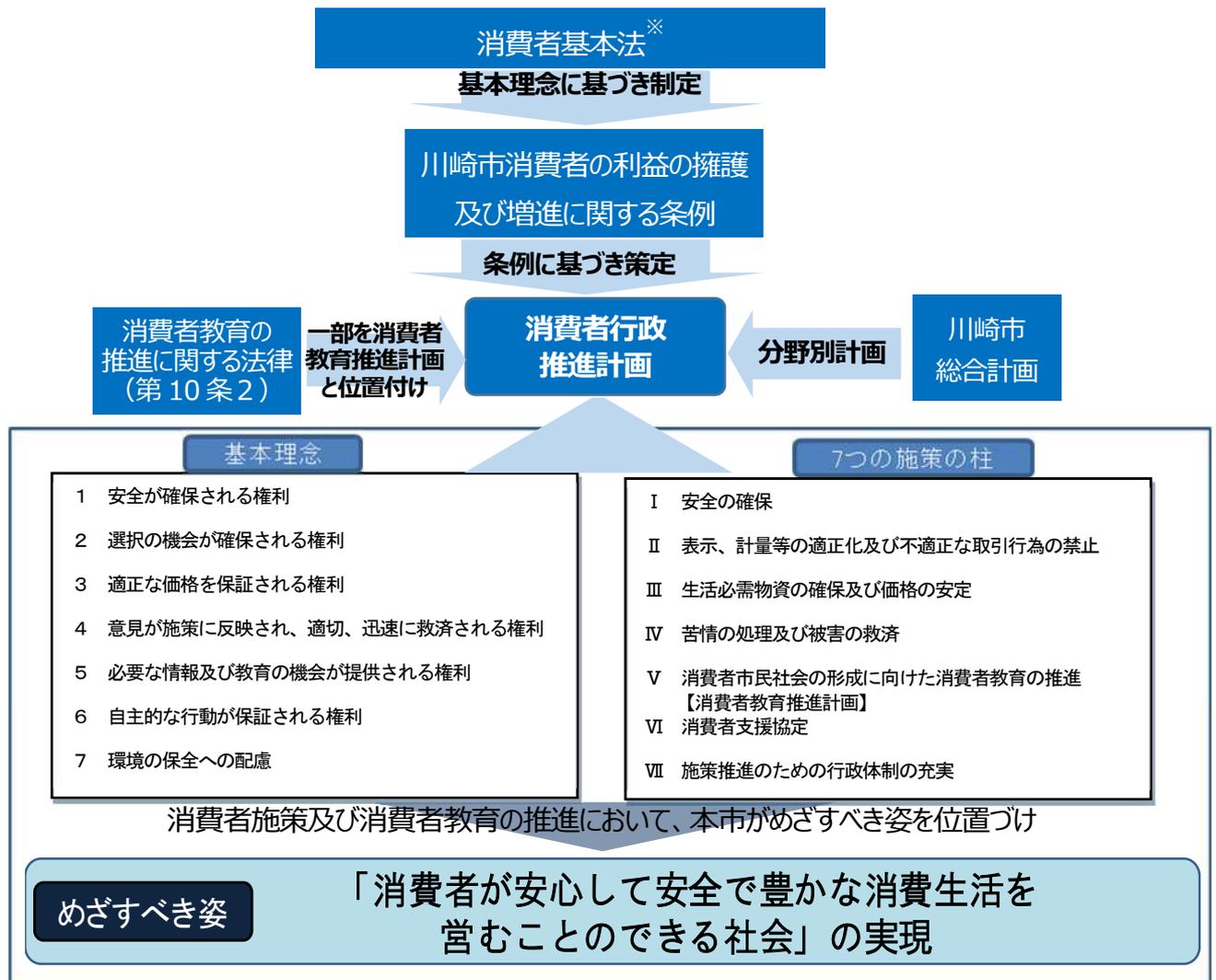
### (2) 消費者行政推進計画の位置付け

本市では、消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする「消費者基本法」の基本理念を基に制定した「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（以下、「条例」という。）」第6条に規定する消費者行政の計画的な推進を図るための総合的な計画として、「消費者行政推進計画」を策定します。

また、平成28（2016）年3月に策定した「川崎市総合計画（以下、「総合計画」という。）」を上位計画とした、消費者行政に関わる分野別計画として位置付けられ、基本政策の「1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり」の中で消費者行政を推進しています。

さらに、平成24（2012）年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律（以下、「消費者教育推進法」という。）」において、消費生活に関する教育を総合的かつ一体的に進めていくとしており、「消費者行政推進計画」に定める消費者教育の施策を拡充することで、「消費者行政推進計画」の一部を「消費者教育推進計画」と位置付けています。

【関係法令との体系図】



※「消費者基本法」において、国の責務とは、「基本理念にのっとり、消費者政策を推進する」とされています。また、地方自治体の責務とは、「国の施策に準じて施策を講じるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する」とされています。その他の関係法令として、消費生活センターの設置等を定めた「消費者安全法」が制定されています。

(3) 消費者行政推進計画期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3か年とします。  
 なお、本計画の消費者行政の施策体系（43、44 ページ参照）における各事業の具体的取組の進行管理を行うとともに、事業実施状況やその実績評価を公表するため、毎年度「消費者行政事業概要」を作成し、効果的な消費者行政の推進を図ります。